

議第50号

高島市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

高島市長 福井正明

---

高島市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

高島市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成22年高島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 現に在職する職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。